

横浜市立大学研究・产学連携推進センター設置規程

制 定 平成31年4月1日規程第53号
最近改正 令和6年4月1日規程第65号

(目的及び設置)

第1条 横浜市立大学（以下「本学」という。）における研究の一層の推進を図るとともに、その成果を広く社会に還元し市民生活の向上や地域経済の活性化に貢献していくため、横浜市立大学学則第9条の2第2項の規定に基づき、本学に研究・产学連携推進センター（以下「センター」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 センターは次の事項を所管する。

- (1) 産学連携に関すること。
- (2) 研究の推進に関すること。
- (3) 研究に係るリスクマネジメントに関すること。
- (4) URAに関すること。
- (5) 拠点事業の計画・運営に関すること。
- (6) 研究設備・機器の共用に関すること。
- (7) その他研究に関すること。

(組織)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、学長が指名する。

(構成)

第4条 センターに次の部門を置く。

- (1) 産学連携推進部門
- (2) 研究推進部門
- (3) 研究リスクマネジメント部門
- (4) URA部門
- (5) 拠点事業推進部門
- (6) コアファシリティ部門

2 前項各号の部門には部門長を置き、センター長が指名する。また、必要に応じて副部門長を置くことができ、センター長が指名する。

(職務)

第5条 センター長は、センターの職務を掌理する。

2 部門長は、センター長を補佐するとともに部門の職務を掌理する。

3 副部門長は、部門長を補佐し、必要な職務を行う。

(部門)

第6条 部門の運営に関する事項は、別に定める。

(会議)

第7条 センター長は必要に応じて「研究・产学連携推進センター会議」（以下「セ

ンター会議」という。)を開催することができる。

2 センター会議は、第4条第1項各号の部門長及び副部門長により構成し、次の各号に定める事項について協議する。

(1) 部門間での調整に関すること。

(2) センターに所属となる特任教員及び博士研究員（以下「特任教員等」という。）その他職員の受入や客員教員の称号付与に関すること。

(3) その他センター長が必要とすること。

（センターに所属となる特任教員等の受入手続）

第8条 前条第2項第2号の特任教員等の受入については、外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程第5条第1項及び同条第2項に定める手続によるものとする。この場合、「受け入れる組織の長及び学群長」とあるのは「センター長」と読み替えるものとする。

2 前項によらない職員については、非常勤職員就業規則によるものとする。

（庶務）

第9条 センターに関する庶務は研究推進部において行う。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年規程第53号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第28号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第6号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第68号）

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第57号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第65号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。